

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 5 日現在

機関番号：15501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24730057

研究課題名(和文) 犯罪の重大性の認識とその規定因に関する犯罪学的研究

研究課題名(英文) A Study on the Perceived Seriousness of Crime: A Criminological Approach

研究代表者

岡邊 健 (OKABE, Takeshi)

山口大学・人文学部・准教授

研究者番号：40356209

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：(1)犯罪の重大性に関する認識の文化差は、以前はあまり大きくないと考えられていたが、1980年代以降、そのような見解をくつがえす研究が発表されている(先行研究のレビューによる)。(2)先行研究で明らかとなっている犯罪の重大性に関する認識の程度と、自己申告非行尺度に関する研究から算出される犯罪の実行困難度は、高い相関関係にあると考えられるが、厳密な検討を行うためには、今後さらなる研究が必要である。

研究成果の概要(英文)：(1) The difference of the perceived seriousness of crime by culture was earlier assumed to be trivial. However, after 1980s, some studies reversed the abovementioned interpretation. (2) The degree of difficulty of performing a crime calculated by a self-reported crime(delinquency) scale seems to have a high correlation with that of recognition about the seriousness of crime. Further study is needed to perform a close inspection.

研究分野：犯罪社会学

キーワード：犯罪社会学

1. 研究開始当初の背景

わが国に 2009 年に導入された裁判員制度の大きな目的の 1 つは、犯罪に対する一般の人びとの感覚を、刑事司法に反映させることである。近時、裁判員裁判における量刑について研究者の関心が高まっているが、そのことは、一般市民の犯罪に対する認識に関する学術研究が、日本でこれまで十分になされてこなかったことと少なからず関連があると考えられる。とりわけ、犯罪の重大性の認識に関する行動科学的研究は、米国を中心にして本格的な研究が開始されて約 50 年が経過した今日においても、国内ではほとんど蓄積がない状況である。

犯罪の重大性 (seriousness of crime) の認識について初めて体系的に論じたのは、Sellin and Wolfgang, 1964, *The measurement of delinquency*. であった。彼らの開発したカテゴリー尺度 (各犯罪を「もっとも悪質」から「まったく悪質でない」までの 11 段階で評価させる) とマグニチュード尺度 (基準となる犯罪に比べてある犯罪が何倍重大であるかを回答させる) は、その後、世界各国で追試的研究の対象とされたが、日本ではわずかな研究しかみられないまま、今日に至っている。

日本国内での犯罪の重大性に関する研究の進展がほとんどみられないことは、国際的な研究状況に鑑みると、大きな問題であるといえる。犯罪の重大性に関する研究は、裁判員制度を社会に定着させるためにも不可欠な研究領域である。

2. 研究の目的

以上の背景に基づいて、本研究では犯罪の重大性に関するこれまでの主要な研究を概括的に整理するとともに、犯罪の重大性に関する知見を、自己申告非行尺度に関する研究代表者のこれまでの研究知見と接続し、犯罪の重大性と犯罪の実行困難度との関係について考察することを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 犯罪の重大性の認識に関する諸研究を包括的に把握・整理する。検討するのは、犯罪学・社会学・心理学等の国内及び海外の関連文献が中心である。

先行研究を網羅的に収集するため、まず、学術雑誌記事データベースを用いて、上記の学問分野の概ね過去 30 年間の主要雑誌 (主要雑誌の選定にあたっては、いわゆる impact factor 等も参考にする) に掲載された論文のうち、タイトルまたはアブストラクトに、seriousness、perception、severity、opinion、

attitude のいずれか 1 つ以上を含み、かつ、crime、delinquency、offense のいずれか 1 つ以上を含む論文を、リストアップする。

次に、リストアップされた論文のアブストラクトの内容から、犯罪の重大性の認識に無関係の文献を削除し、残った文献の原文にあたり、主要な知見の整理を行う。

(2) 鶴見, 1974 『科警研報告防少編』15. 及び鶴見, 1975 『科警研報告防少編』16. を参考にしつつ、Sellin and Wolfgang (前掲) と彼らのその後の研究において使用された調査票の具体的な表記を翻訳する。

このうち、日本の文脈では不適切な表現や項目は、表現の置換や削除を行う。内容的妥当性を高めるため、犯罪統計に基づいて、認知件数の多い罪種が含まれるよう考慮する。

(3) 犯罪の重大性に関する項目を含む調査票調査を、少年矯正施設 (少年院) を退所した少年等を対象に実施する。

調査にあたっては、調査目的及び調査内容について、事前に十分な説明を行った上で、調査への協力は任意であり、調査の途中及び終了直後においても、回答の全部又は一部を拒否する権利を被験者が有する旨を、確実に伝達する。

(4) 自己申告非行尺度に関する研究代表者の既発表論文の英訳を行う。

(5) 妥当性が一定程度あり、かつ簡便に使用できる (項目数がそれほど多くない) 自己申告非行尺度の検討を行う。

(6) 研究代表者がこれまでに実施した自己申告非行尺度に関する研究の知見及び(5)の検討結果と犯罪の重大性に関する議論とを接続する。とりわけ、犯罪の重大性と犯罪の実行困難度 (犯罪を犯す側からみた場合の犯罪の遂行にあたっての敷居の高さ) との関係について検討を行う。

(7) 既存の犯罪統計のデータに、本研究で得られた犯罪の重大性に関するデータを結合し、犯罪の重大性を加味した犯罪情勢の分析を行う。都道府県間の犯罪情勢の比較、犯罪の重大性を加味したトータルの犯罪発生状況の年次的推移の分析等を行う。

4. 研究成果

本研究課題の予定期間中に実施したのは、主に上記「研究の方法」の(1)~(6)である。(6)は検討の中途段階にあるため、(7)とともに研究期間終了後も引き続き検討を継続する。

研究内容は多岐にわたるが、以下に知見の

一部を挙げる。

(1) Sellin and Wolfgang (前掲) と彼らのその後の研究(たとえば, Akman et al., 1968, *Acta Crim.*, 1(1).) の主要な見解から、カテゴリー尺度とマグニチュード尺度の両方が、犯罪の重大性を測定するのに有用であることが示唆されている。その後、彼ら以外によってなされたこの領域の関連諸研究においても、この見解を明確に否定しているものはないと考えられる。

(2) 犯罪の重大性に関する認識の個人・文化・時代による差は、この領域の研究がスタートした段階ではあまり大きくないと考えられていたが、1980年代以降、そのような見解をくつがえす研究が、複数発表されている(たとえば, Miethe, 1982, *Crim.*, 20.; Cullen et al., 1985, *Crim.*, 23.)

日本を含むアジア諸国と欧米諸国のように、文化的な背景の大きく異なる複数の社会の間での比較研究が重要と考えられる(現段階では、それはほとんどなされていないことがレビューにより明らかとなった)

(3) ホワイトカラー犯罪の重大性に関する認識の規定因に関する研究(Holtfreter et al., 2008, *J.Crim.Just.*, 36.) 未成年者と成人との認識の差異に関する研究(Einat and Herzog, 2011, *Crim.Just.Stud.*, 24.) など、今世紀に入っても、国際的には、犯罪の重大性に関する多様な論点をめぐって、犯罪学・社会学・心理学などの領域で研究が行われている。

(以上、文献研究による)

(4) 岡邊, 2010『犯社研』35では、質問紙調査に基づき21項目の自己申告非行尺度が提案され、MINI(MMPIと互換性のあるパーソナリティ尺度)の下位尺度で20項目から成る「非行尺度」(村上, 1997『富山大教育学部紀要A』50)(以下「基準尺度」という)を用いて基準関連妥当性の確認を行なっている。しかし、21項目では利用が簡便であるとはいいがたいので、つぎの手順で簡易版尺度を作成した。

(5) 岡邊(前掲)における項目反応理論(IRT)の適用結果に基づいて、まず、項目識別力が0.65を下回る項目を削除し、さらに550サンプル超が0回(非行なし)であった4項目を削除した。

残ったのは8項目(尺度A)だが、ここには万引きと自転車盗が含まれていないため、内容的妥当性の観点からは、これら2項目を復活させた10項目の尺度(尺度B)も採択しうると判断された。さらに尺度A・Bにはステイタス・オフenseの3項目が含まれる

が、自己申告非行尺度の作成にあたってはこれら軽微な非行は除外すべきと主張する論者もいることから(Elliott and Ageton, 1980, *ASR*)、尺度A・Bからこれら3項目を削除した尺度C(5項目)、D(7項目)も最終尺度の候補とした。

(6) これら4尺度それぞれにIRTを適用し、各被験者の潜在特性を導出して、基準尺度の尺度得点との相関係数を求めたところ、尺度A・Bはともに0.17、尺度Cは0.10、尺度Dは0.09だった。総合的にみて、8項目(無免許、飲酒、家出、怠学、キセル、学校損壊、集団騒擾、侵入)から成る尺度が、妥当性と簡便性を兼ね備えた尺度であると判断された。

(7) 内容的妥当性のとらえ方に関する決定的な解がないなど、自己申告法には難点がいくつかあることも踏まえつつ、今後は、基準関連妥当性の外的基準として、非行程度の他者評定等を用いた研究を進めるのが課題である。

(8) 先行研究で明らかとなっている犯罪の重大性に関する認識の程度と、研究代表者の自己申告非行尺度に関する研究から算出される犯罪の実行困難度は、高い相関関係にあると考えられる。

ただし厳密な検討を行うためには、「重大性の認識を問う調査の調査項目と自己申告非行尺度を含む調査の調査項目を、一対一で対応させる」ことが少なくとも必要であり、さらには、両者を同一の対象者に対して同時に行うことが理想的である。これらの点は今後に残された課題である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

岡邊 健 2015「計量分析からみるわが国の少年非行 再非行の状況を中心に」『刑政』126(6)(査読無)46-59頁

岡邊 健 2014「少年院出院後の少年への保護者の関わり方と少年の変化」『法務総合研究所研究部報告』54(査読無)124-133頁

岡邊 健 2013「少年院における教育・処遇の多様性と共通性 質問紙調査に基づく検討」『山口大学文学会誌』63(査読無)1-19頁

[学会発表](計4件)

岡邊 健「実証的非行研究の立場から(テーマセッション)『犯罪・非行からの立ち直

り desistance (非行・犯罪からの離脱)とは何か』日本犯罪社会学会第41回大会、2014年10月18日、京都産業大学(京都府京都市)

岡邊 健「自己申告法の意義と限界」日本犯罪社会学会第40回大会、2013年10月5日、北海学園大学(北海道札幌市)

岡邊 健・村山拓・土井隆義・山本 功・後藤弘子「少年院における矯正教育の構造に関する研究(5)」日本犯罪社会学会第39回大会、2012年10月27日、一橋大学(東京都国立市)

村山拓・**岡邊 健**・土井隆義・山本 功・後藤弘子「少年院における矯正教育の構造に関する研究(4)」日本犯罪社会学会第39回大会、2012年10月27日、一橋大学(東京都国立市)

[図書](計3件)

岡邊 健編(**岡邊 健**ほか10名)2014『犯罪・非行の社会学 常識をとらえなおす視座』有斐閣(全322頁、岡邊は本書全体の編者であり、自らの執筆担当部分は3-24・39-50・115-130・275頁である。)

岡邊 健 2013『現代日本の少年非行 その発生態様と関連要因に関する実証的研究』現代人文社(全164頁)

子どもの人権研究会編(**岡邊 健**ほか65名)2013『いま、子どもの人権を考える いじめ、虐待・体罰、被害者、少年事件、家族』ミネルヴァ書房(分担執筆による書籍であり、岡邊の執筆担当部分は8-9頁である。)

[産業財産権]

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

岡邊 健 (OKABE Takeshi)
山口大学・人文学部・准教授
研究者番号：40356209

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：